

本学教員による研究費の不正使用について

1 経緯・概要

令和3年12月2日付けで、信州大学通報窓口(内部監査室)に、本学教員(以下、「教員 A」という。)による研究費の不正使用の疑義に関する通報があったことから、最高管理責任者(学長)に報告し、事前調査の実施を決定した。(令和3年12月3日)

事前調査の結果、「目的外使用」に該当する可能性があると判断されたことから、本調査の実施を決定した。(令和3年12月27日)

2 調査体制

調査委員会(学内委員2名、学外委員(弁護士)1名)を設置して調査を実施した。

<調査委員会の構成>

委員長：藤澤 晃(統括管理責任者・信州大学理事(財務担当))

委員：中山 淳(信州大学副学長、学術研究院(医学系)教授)

林 一樹(林一樹法律事務所、弁護士、外部委員)

3 調査内容

(1) 調査期間

令和4年2月3日～令和4年8月3日

(2) 調査対象者

教員 A 及び 教員 A が執行した助成金の研究代表者(以下、「研究代表者 B」という。)

(3) 調査対象経費

研究代表者 B が、2020 年度にある公益財団法人(以下、「財団X」という。)から助成を受けた助成金(以下、「助成金Y」という。)

(4) 調査方法

書面調査(通報書類及び証拠資料の確認、関係者への書面による事実確認)

ヒアリング調査(教員 A、研究代表者 B 及び部局関係者)

4 調査結果

(1) 不正の種別

目的外使用

(2) 不正に関与した研究者

教員 A

(3) 善管注意義務を怠った研究者

研究代表者 B

(4) 不正に支出された研究費の額

調査対象 資金種別	金額(円)		不正使用が行われた年度
	執行額	不正使用額	
寄附金(助成金)	2,000,000 円	2,000,000 円	令和2年度
計	2,000,000 円	2,000,000 円	—

(5) 不正の具体的な内容と機関としての判断理由

ア 背景

本件が発生した背景は以下のとおりである。

- ① 教員Aと研究代表者Bは、研究室を共同運営する関係であった。
- ② 2020年度に研究代表者Bが指導していた大学院生1名(以下、「大学院生C」という。)と学部学生1名(以下、「学部学生D」という。)の2名が、助成金Yの研究内容のキーとなる物質(以下、「物質Z」という。)を用いた研究を実施していた。
- ③ 研究室内では、所属教員にかかる外部資金獲得の概要を共有しており、助成金Yにかかる研究は学部学生Dの研究テーマとリンクしていることが共有されていた。しかし、研究内容の詳細は必ずしも共有されておらず、助成金Yにかかる研究内容の詳細は研究代表者Bと学部学生Dの2名で共有されていたが、教員Aは概要しか知らなかった。
- ④ 研究代表者Bは、2020年7月から休職に入ったため、受け持っていた授業や実習、指導学生等にかかるフォローを教員Aが行うこととした。しかし、その後休職期間は延長され、職場復帰は2021年度の後半になった。

イ 不正の具体的な発生経緯

不正の具体的な発生経緯は以下のとおりである。

- ① 教員Aは、物質Zを用いた研究を行っている大学院生C及び学部学生Dが助成金Yにかかる研究を実施しているはずであるとの認識に基づき、研究遂行のために助成金Yの執行が必要と考え、2020年9月初旬に、研究代表者Bへ助成金Yの執行を行いたい旨のメール連絡を行うとともに、助成金Yの執行権限を自らに付与するよう部局事務へ依頼した。
- ② 教員Aは、大学院生C及び学部学生Dが取り組んでいる研究を進めることが助成金Yにかかる研究の遂行に繋がると思い込んだまま、二人が実際に行っている研究内容と助成金Yにかかる研究内容との整合性を一切確認せずに、助成金Yを執行した。しかし、助成金Yにかかる研究を実施する予定だった学部学生Dが、実際には当該研究を全く実施していなかったことから、結果として助成金Yを他の用途に使用した。

ウ 機関として不正と認定した判断理由

機関として不正と認定した判断理由は以下のとおりである。

- ① 教員Aは、研究代表者Bの休職に対するフォローのために、自らの意思で助成金Yにかかる費用執行の役目を引き受けた以上、「目的外使用」とならないように、助成金Yにかかる研究内容の詳細を正確に把握し、当該研究が行われていることを確認する責任も当然果たす必要があったと考えられる。この点において、同じ研究室内で研究していた大学院生C及び学部

学生 D に対して研究実態の確認を容易に行えたにもかかわらず、一切確認を行わないまま助成金 Y を執行した教員 A の行為は「重大な過失」に該当し、それにより「目的外使用」を発生させたものと判断した。

- ② 一方、大学院生 C 及び学部学生 D が助成金 Y 以外の研究を行っている実態は学位論文や研究ノート等で確認されており、それらの研究や同研究室内の共通消耗品等に助成金 Y が執行されていたことがほぼ確実であるため、私的流用には該当しないと判断した。
- ③ 上記①に記載のとおり、今回の事案は教員 A が常態的に自ら不正使用を行っていたものではなく、研究代表者 B の休職という特殊な状況で限定的に発生したものである。また、大学院生 C 及び学部学生 D の研究をフォローする目的で誤った思い込みの下で行われたもので、執行当時「目的外使用」という認識がなかったと考えられることから「故意」ではないと判断した。また上記②に記載のとおり私的流用にも該当しないことから、教員 A にかかる行為の悪質性はかなり低いものとする。

エ 研究代表者 B における善管注意義務違反の内容と機関としての判断理由

本件においては直接不正に関与した教員 A だけでなく、研究代表者 B における善管注意義務違反も認定した。善管注意義務違反の内容と機関としての判断理由は以下のとおりである。

- ① 研究代表者 B は、2020 年 9 月下旬に学部学生 D から受け取ったメールによって、助成金 Y にかかる研究を学部学生 D が行っていなかったことを把握していた。また同メールにて受けた今後の研究方針にかかる相談に対して、2020 年 9 月下旬に助成金 Y にかかる研究は翌年度以降に取り組む方針とする旨を回答しており、自らが復帰して研究を行わない限り、助成金 Y にかかる研究は誰も実施しないと認識していた。また、教員 A に 2020 年 9 月初旬以降助成金 Y の執行権限が付与されていることも認識していた。このことから、誤って助成金 Y が執行されれば「目的外使用」になることを理解し得る立場にあったが、教員 A に学部学生 D が助成金 Y にかかる研究を実施しないことを伝えず、教員 A が助成金 Y を執行できる状態を放置していた。
- ② また、研究代表者 B は、自身の休職を延長する可能性が浮上し、助成金 Y にかかる研究を誰も実施していないことを認識した、遅くとも 2020 年 9 月下旬には、研究代表者として自らの休職を財団 X に報告し指示を仰ぐ必要があったと考えられるが、助成期間終了後の 2021 年 7 月まで財団 X に報告していなかった。
- ③ 研究代表者 B が、上記①及び②の点について対処を怠り、結果的に教員 A による「目的外使用」を発生させた行為は、研究代表者としての自覚を欠いていたものとする。休職の期間中であつたとしても最低限果たすべき責任は存在し、現に自らの休職の延長や大学院生 C の指導教員変更手続きについては自分から大学関係者に連絡を行っていることを考えれば、関係者や財団 X への連絡が不可能であつたとは考えられない。したがって、研究代表者 B が善管注意義務を怠つたものと判断した。
- ④ なお、自身の休職という特殊な状況で限定的に発生したものであること等から、研究代表者 B にかかる行為の悪質性はかなり低いものとする。

5 不正の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

教員 A 及び研究代表者 B がコンプライアンス遵守の意識を欠いていたこと、及び両者間のコミュニケーション不足が問題の根底にあるものと考えられる。

また、以下の点において、組織的な対応の不足があったと考えられる。

- i. 休職者が発生した場合に必要な会計手続きについて、組織的な対応手順等を特に定めていなかったことから、組織的なチェックが働かなかった。
- ii. 例外的な予算執行権限の付与依頼があった場合について、付与して問題ないことを確認するための組織的なチェック体制が整備されていなかった。

(2) 再発防止策

ア コンプライアンス教育の徹底

現在行っているコンプライアンス教育を継続して確実に実施するとともに、本事例を基に、用途が限定されている経費の執行に当たっては当該用途に用いられることを確認する義務が当然に生じることを、改めてコンプライアンス教育にて周知し、意識の改善・徹底を図る。

イ 休職者にかかる会計手続き上の対応方法の検討

休職という状況そのものは例外的な事象ではあるものの、発生した際の対応次第で大きなリスクを抱える可能性があることが今回の事例により示されたことから、休職の発生時における会計手続き上の対応手順を検討・作成し、各部局の会計事務担当に配布・説明することにより、組織的なチェック体制を構築する。

ウ 予算権限付与手続きの明確化

例外的な予算執行権限の付与依頼に対して、付与を行ってよいか確認するための組織的なチェック体制を構築するとともに、各部局における通常の予算権限付与手続きについても、問題点が存在していないか改めてチェックを行い、必要に応じて改善を行う。

6 その他

(1) 関係者の処分

教員 A 及び研究代表者 B への処分については、本学の規程に基づき設置される処分審査委員会にて検討される予定である。

以上